

○山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙におけるポスター掲  
示場の設置に関する条例

平成17年3月22日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の2第8項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の掲示場の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示場の設置)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、ポスター掲示場を設けなければならない。

(総数の減少)

第3条 委員会は、法第144条の2第9項ただし書の規定により、ポスター掲示場の総数を減ずることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。